

働きながら妊娠・出産・育児をされる方へ

職場でつらい思い、していませんか？

1年契約で更新されてきたが、  
妊娠を伝えたところ、次の  
契約更新はしないと言われた。

上司から、産休・育休は取れない  
と言われた。

妊娠を伝えたところ、  
遠隔地への異動を命じられた。



....

妊娠・出産・産休・育休などを理由  
とする、解雇・雇い止め・降格などの不  
利益な取扱い（いわゆる「マタハラ」）  
は、法律で禁止されています。

ここに相談できる人がいます！

群馬労働局雇用環境・均等室へご相談を！（匿名でも大丈夫・無料です）

〒371-8567  
前橋市大手町2丁目  
3番1号  
前橋地方合同庁舎8階

☎027-896-4739

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

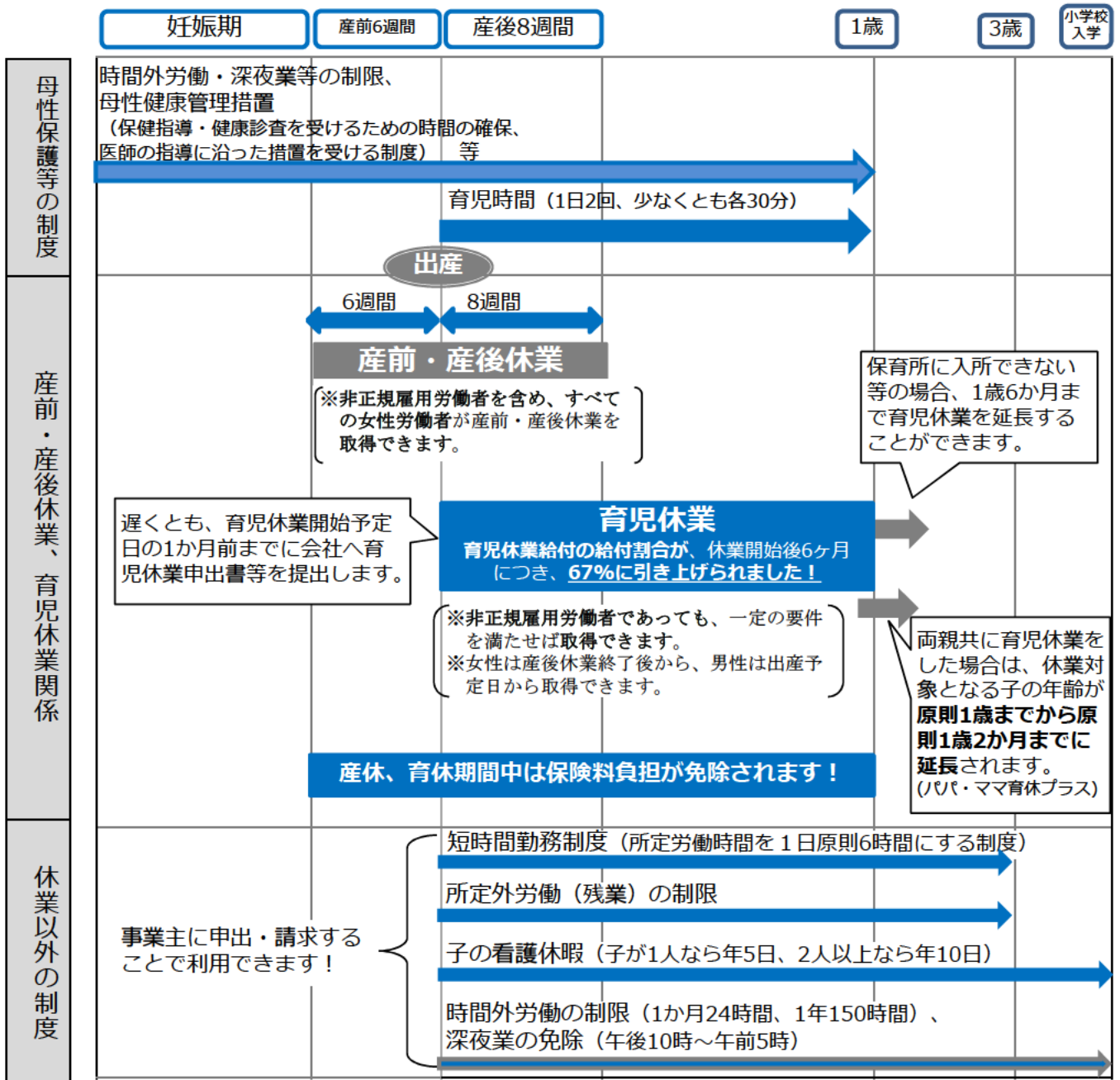
★都道府県労働局雇用環境・均等室とは？

- ・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、パートタイム労働法の施行、これらの法律の周知、履行確保等を行う国の機関です。
- ・労働者や事業主の方々からの相談の受付、適切な雇用管理がなされるよう事業主への報告徴収や是正指導を行っています。
- ・労働者と事業主の間上記法律に関するトラブルが起きた場合は、労働局長による援助や調停会議も行っています。



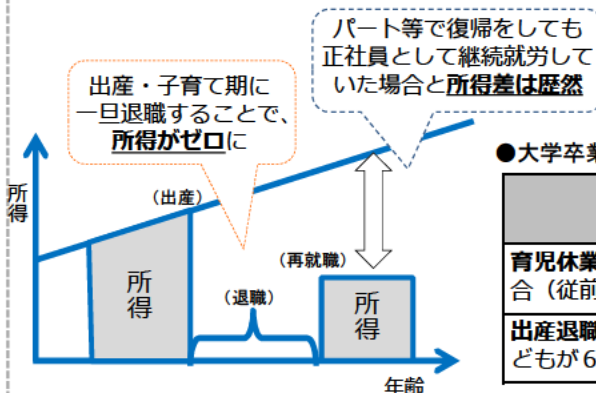
厚生労働省・群馬労働局

# ～妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度～



## 豆知識

～いちど退職してしまうと、生涯賃金に大きな差が出ます～



●大学卒業後、22歳時に就職、28歳で第一子、31歳で第二子を出産した女性の場合。

	大卒 生涯所得 (退職金含む)
育児休業を1年間利用して仕事を続けた場合（従前の給与の4割を支給したと仮定）	2億5,737万円
出産退職後、パート・アルバイトとして子どもが6歳で再就職した場合	4,913万円

大きな差